

## しまなみ海道サイクリングロード「支援型自動販売機設置事業者」の募集要領

しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部（以下「協議会」という。）では、次のとおり、しまなみ海道サイクリングロード沿線に飲料用の支援型自動販売機を設置する事業者（以下「自動販売機設置事業者」という。）を募集する。

応募する場合、この要領のほか、「しまなみ海道サイクリングロード「支援型自動販売機設置事業者」の募集に係る仕様書」、「しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業に係る契約書（案）」及び関係法令を確認すること。

### 1 募集概要

#### (1) 事業の名称

しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業

#### (2) 事業の目的

しまなみ海道サイクリングロードのうち、有料となっている橋梁区間に係る自転車通行料金の無料化のための補填財源及び自転車道の更なる利用環境向上を図るための財源を確保することを目的とする。

#### (3) 事業の概要

しまなみ海道自転車道沿線の尾道市区域に、売上げの一部を寄付する支援型自動販売機を設置することとし、その設置事業者を公募する。

#### (4) 使用箇所の概要

名称	所在地	支援自動販売機設置台数	概算使用面積	土地所有者	占用期間	土地使用
尾道大橋PA（国道317号下り線）	広島県尾道市向東町三ツ石25-1	2台	2.7㎡（幅3.0m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
大規模自転車道向島休憩所	広島県尾道市向島町15266	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
因島アメニティ公園交流棟	広島県尾道市因島大浜町57	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	尾道市	5年	有料
瀬戸田国道317号沿いバス待合所	広島県尾道市瀬戸田町垂水高岸山2143	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料

※1 使用箇所での詳細な設置場所、使用面積は、契約後に土地所有者と協議・調整し、道路占用許可申請等によって確定する。

※2 土地使用料や、自動販売機の設置、維持管理等に係る費用は、自動販売機設置事業者の負担とする。

※3 使用箇所は、飲料品の支援型自動販売機（酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

#### (5) 募集の仕様

しまなみ海道サイクリングロード「支援型自動販売機設置事業者」の募集に係る仕様書のとおり。

#### (6) 契約期間

契約日から占用期間満了日まで ※更新はないものとする。

### 2 参加資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加できることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 公募開始の日から設置予定事業者決定通知を受ける日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで

又は第6号の規定に該当しない者であること。

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

オ 法人にあつては広島県内に本店・支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

カ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。

キ 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 事前に参加資格の有無について、協議会の確認を受けること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 応募資格申請書類の提出（提出部数各1部）

提出期間	令和6年6月26日（水）から令和6年7月3日（水）まで 午前8時30分～午後5時 ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く。		
提出方法	持参又は書留・簡易書留による。 ※郵送の場合、令和6年7月3日（水）午後5時必着とする。		
提出書類	事 項	法 人	個 人
	① (様式第1)応募資格確認申請書	○	○
	② 身分証明(市町村発行のもの)		○
	③ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
	④ 確定申告書(写)		○
	⑤ 印鑑証明書	○	○
	⑥ 広島県税の納税証明書(広島県税についての滞納がない旨の証明)	○	○
	⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか)	○	○
⑧ 設置する自動販売機のカタログ	○	○	
提出問合せ先	しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部事務局 広島県商工労働局観光課（サイクリング担当） 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話：(082) 513-2423 メールアドレス：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp		

イ 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をすること。

### 3 応募手続き

事前に参加資格の有無について、協議会の確認を受け、申請書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 申請書類の提出（提出部数各1部）

提出期間	令和6年7月4日（木）から令和6年7月10日（水）まで 午前8時30分～午後5時 ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く。		
提出方法	持参又は書留・簡易書留による。 令和6年7月10日（水）午後5時必着とする。		
提出書類	①	(様式第3)参加申込書(兼)提案書	
	②	必要に応じて①に係る添付資料	
	③	応募資格確認結果の通知書の写し	
提出先	2 - (2) 提出問合せ先に同じ。		

- (2) 提出書類に関する説明  
選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をすること。

#### 4 審査等

(1) 設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、評価項目の総得点が最も高い者を設置予定事業者とする。

(ア) (様式第3) 参加申込書(兼)提案書の各提案内容が、すべて記載されていること。なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

(イ) (様式第3) 参加申込書(兼)提案書の提案内容に記載された提示寄付率が20%以上であること。

(2) 審査基準

評価項目		評価内容	配点
1	寄付率	売上額に乗じる料率により評価する (寄付率は20%以上とし、小数点第1位まで提示すること)	60
2	協議会目的の理解及び地域魅力向上への貢献度合	協議会の目的を理解し、協議会指定のデザインの自動販売機とするよう協力できるか	10
3	類似事業の実施	広島県内における応募者所有の寄付型自動販売機の設置実績を有しているか	10
4	設置する自動販売機の機能	ノンフロン対応などの附加機能等を有しているか	10
5	事業実施体制	しまなみ島嶼部における自動販売機の設置実績を有しているか	10
評定得点合計 (100点満点)			

ア 寄付率の配点については、最大寄付率を満点(60点)として比例按分する。

イ 得点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

ウ 総得点の同じ者が2人以上あるときは、総得点と同点の者のくじ引きで優先順位を決定する。

(3) 審査の方法

本件に係る設置予定事業者を決定するにあたり、選定委員会を設置し、設置予定事業者について書面により審査を行う。

(4) 設置予定事業者の決定

令和6年7月17日(水)

(5) 選定結果の通知

審査終了後、すべての応募者に対して、書面により通知する。

(6) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない場合は、設置予定事業者としない。また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

#### 5 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ (様式第1) 応募資格確認申請書(添付書類を含む。)及び(様式第3) 参加申込書(兼)提案書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行ったもの

ウ (様式第3) 参加申込書(兼)提案書の寄付額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

エ (様式第3) 参加申込書(兼)提案書の記名押印を欠くもの及び寄付額を訂正したもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。  
ただし、庁舎管理者から補正を求められた場合は、この限りではない。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取り止める場合がある。

## 6 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 設置予定事業者は、設置予定事業者決定通知を受けた日から5日以内に、別添「しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業に係る契約書（案）」に基づき、協議会と支援自動販売機設置に係る契約を締結する。

（ア）契約は、「設置予定事業者」名義で締結する。

（イ）契約の締結に係る一切の費用は、設置予定事業者の負担となる。

イ 設置予定事業者が期限までに契約を締結しない場合は、その効力を失うこととする。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとする。

(2) 契約保証金

免除

## 7 その他の留意事項

(1) 「支援自動販売機設置」事業関連規定の遵守

自動販売機設置事業者は、本要領のほか、『しまなみ海道サイクリングロード「支援自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書』及び「しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業に係る契約書（案）」に定める事項について遵守すること。

(2) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法については、協議会と自動販売機設置事業者が協議の上、決定する。

(3) 自動販売機設置に係る経費等

電気料金、自動販売機の設置及び撤去等に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費（設置場所の状況によっては、協議会が必要な指示を行う場合があります。）は自動販売機設置事業者の負担とする。

なお、電気工事（自動販売機の設置にかかる電源引込み、屋外コンセント、電力消費量の測定に必要な電力計（メーター）の設置）に係る経費も自動販売機設置事業者の負担とし、当該工作物については使用期間終了後に、施設管理者の指示による必要な措置を講じること。

(4) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置にあたっては、（様式第4）「自動販売機設置」承認申請書に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、協議会に提出し、承認を得ること。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続する。

(5) 自動販売機の撤去

自動販売機設置事業者は、協議会が定める自動販売機台数を満たすこと。

ただし、自動販売機設置事業者が撤去を希望し、自ら移設場所を探してきた際は、事前に協議会と移設場所の協議を行い、協議会の承諾を得て移設することができるものとする。

この場合、撤去する自動販売機について、（様式第5）「自動販売機設置」中止申出書を提出して、事前に協議会の承諾を得ること。

(6) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとする。

## 8 募集に関する質問の受付及び回答

(1) この「支援自動販売機設置事業者」募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年6月26日（水）から令和6年7月2日（火）まで 午前8時30分～午後5時 ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く。
提出方法	（様式第2）しまなみ海道サイクリングロード支援自動販売機設置事業に関する質問書に記入の上、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。 令和6年7月2日（火）午後5時必着とする。
提出先	2－(2) 提出問合せ先に同じ。

(2) 質問に対する回答の公表

提出された質問への回答は、令和6年7月5日（金）までに応募資格申請者に対して回答する。